

第28回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年9月29日 9時30分開会 ～ 10時00分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員14名）

1番	職務代理者	中岡 隆之	出席	
2番		中島 和彦	出席	
3番		大岩 則子	出席	
4番		姉崎 敏一	出席	
5番		橋本 佳文	出席	
6番		田中 浩巳	出席	
7番		沖 英広	欠席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		松谷 一由	出席	
10番		小寺 和雄	出席	議事録署名員
11番		西野 和文	出席	
12番		三上 一	出席	
13番		西口 雅樹	出席	議事録署名員
14番		小山内 洋美	出席	
15番	会 長	龍田 敏雄	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 使用貸借の解約について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

5. 参与した職員

農業委員会事務局 事務局長 西中 紀和
主査 横式 信幸
近藤 伸哉
関 将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 28 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
本日の総会につきましても、これまで同様に新型コロナウイルス感染対策を行いながら進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、おはようございます。
先日の農業新聞によりますと、農業基本法が改正されるということでございます。ひとたび世界で紛争等が起きれば食料やエネルギーがひっ迫して困るわけですが、今回の改正により、食料安全保障といったものがより反映され、農業者としては経営を継続できるように、また消費者には安定消費を心掛けるような改正となる事を願っております。
また、本年は早くより稲刈りも始まり、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。
本日の総会も皆様方のご審議をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしくご協力をお願いします。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
10 番小寺委員、13 番西口委員を指名します。よろしくお願いいたします。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和4年8月30日から9月28日までの業務報告となります。
8月30日 第27回恵庭市農業委員会総会
農地利用状況調査・作況調査
9月7日 農用地利用調整会議
9月13日 恵庭市議会第3回定例会（初日）
9月16日 現地調査
以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 使用貸借の解約について

会 長： 日程4、報告第2号「使用貸借の解約について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第2号「使用貸借の解約について」
このことについて、下記のとおり通知があったので報告いたします。
番号1番、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積、XXXXXXm²、借主、XXXXXXのXXXXXXXXXX、貸主、XXXXXXのXXXXXXさん、契約期間ですが、XXXXXXXXXXからXXXXXXXXXXまででありましたが、XXXXXXXXXXに合意解約が成立しております。
解約理由につきましては、議案第3号で出て参りますが、XXXXXXのためであります。
以上、1件の通知がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

会 長： 日程 5、報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号 1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、現況、畑、面積、XXXXXXXXXX m²、権利の取得日、令和 3 年 12 月 13 日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、XXXXXXXXXX の XXXXXXXXXX さん、被相続人は XXXXXXXXXX さん、令和 4 年 9 月 1 日に届出されております。
以上、1 件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消しについて

会 長： 日程 6、報告第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消しについて」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消しについて」このことについて、令和 3 年 1 月 29 日開催の第 8 回恵庭市農業委員会総会、議案第 1 号で可決された許可処分について、下記のとおり取消しの申請があったので報告いたします。
番号 1、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、現況共に、田と畑、面積、XXXXXXXXXX m²、取消し願出者、譲渡人、XXXXXXXXXX の XXXXXXXXXX

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）

会 長： 日程 8、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）」の審議であります。本案件中、項番号 1 番は■■■■■の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、■■■■■の退席を求めます。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事務局： 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号 1、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、田、面積、■■■■■㎡、転用目的、■■■■■、権利区分、所有権、申請者、■■■■■の■■■■■さん、現地調査ですが、龍田会長、中岡代行、橋本委員、坂本委員、事務局で令和 4 年 9 月 16 日に実施しております。場所につきましては、地図番号 2 番、■■■■■、■■■■■の斜線の土地となります。次ページ以降、2 の 2 から 4 につきましては、求積図及び建物の図面等となっております。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事務局： 番号 2、所在、地番、■■■■■、地目、公簿、現況共に、畑、面積、■■■■■㎡、転用目的、■■■■■
■■■■■で一時転用でございます。転用期間につきましては、令和 4 年 11 月 15 日から令和 5 年 4 月 15 日までの 5 ヶ月間でございます。権利区分、所有権、申請者、■■■■■の■■■■■、現地調査ですが、龍田会長、中岡代行、橋本委員、坂本委員、事務局で令和 4 年 9 月 16 日に実施しております。場所につきましては、地図番号 3 番、

線の土地となります。

番号 5 番、所有権の移転を受ける者、■■■■の■■■■さん、■■■■
■■■■、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 8 番、8 の 1 ■■■■
■■■■、■■■■の斜線の土地となります。8 の 2、■■■■、
■■■■の斜線の土地となります。

所有権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。
1 番の案件について、農用地利用調整会議を開催しております。
西口委員より報告願います。

西口委員： 9 月 7 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、調整委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第 4 号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

会 長： 日程 10、議案第 4 号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について」農地法第 30 条の規定により、令和 4 年 8 月 30 日に利用状況調査を行った結果、下記のとおり農地・非農地の判定を求めます。

別紙一覧につきましては、先月実施した利用状況調査の際と同じ内容となっておりますことから、読み上げは割愛いたします。

一覧の内、■■■の■■■のみ農地に復旧してから数年経過していることから再生農地と判断できると考えております。

法改正に伴い、木が生えているなどの現況だけでなく、場所の関係から再生しても再び同じ状況になる事が見込まれる土地については、非農地判断することとされていることから、その他の土地については全て非農地と判断できると考えております。

なお、地図番号に伴った番号を振った現況の写真を本日皆様の机上に配布しておりますのでご確認ください。

以上、1筆について再生農地、その他の土地について非農地と判断してよろしいか、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

坂本委員： これは非農地判断すると、今後はどのような扱いになるのでしょうか。

事 務 局： 本日承認されれば、関係各所及び土地所有者へ非農地と判断した通知をいたします。その後ご本人で法務局にて地目変更の申請をしていただく流れになります。

会 長： そのほかございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第28回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長

議事録署名委員 10 番 委員

議事録署名委員 13 番 委員
